

建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等委託業務  
に係る豊橋市の入札制度改正点について（お知らせ）

平成23年4月1日から建設工事等に係る入札制度を次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1. 平成 23 年 4 月 1 日改正による入札制度の改正点

(1) 予定価格等の公表時期（随意契約を除く）

予定価格等の公表時期を次のとおり変更します。

区 分		平成 22 年度		平成 23 年度
建設工事	予定価格	事前公表	一部事後 公表試行	予定価格（税込み） 1,500 万円以上事後公表
				予定価格（税込み） 1,500 万円未満事前公表
	最低制限価格	事後公表		事後公表
設計・測量・建設 コンサルタント等 業務	予定価格	事前公表		予定価格（税込み） 1,000 万円以上事後公表
				予定価格（税込み） 1,000 万円未満事前公表
	最低制限価格	設定なし		設定なし

- ・公表する価格は、税抜き価格です。
- ・随意契約は、従来どおり予定価格（税抜き）を事後公表します。
- ・総合評価競争入札における「低入札調査基準価格」も事後公表（税抜き）となります。

詳しくは豊橋市契約検査課ホームページ内で下記要領をご覧ください。

建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou\\_kouhyou.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou_kouhyou.pdf)

建設工事等における予定価格等の事前公表試行に関する要領

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou\\_jizenkouhyou.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou_jizenkouhyou.pdf)

## (2) 一般競争入札の拡大について

一般競争入札の対象金額を以下のとおり変更します。

区 分	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
建設工事	予定価格 130 万円超	予定価格 130 万円超
設計・測量・建設コンサル タント等委託業務	予定価格 2,000 万円以上	予定価格 50 万円超

(建設工事については変更ありません)

**原則全ての競争入札が一般競争入札になります。**

一般競争入札は、指名競争入札とは異なり、指名通知の発行やお知らせのメールはありませんので、入札公告を確認し、入札参加資格要件を満たす業者が希望する案件に申し込みをいただきます。

入札公告は、原則、毎週月曜日の午前 9:00 にあいち電子調達共同システム(CALS/EC)入札情報サービスの [入札公告](#) に掲載します。案件の見落としがないよう、週に 1 度、入札情報サービスを確認いただくようお願いします。

## (3) 建設工事における最低制限価格の設定について

平成 23 年度から建設工事におけるすべての競争入札に最低制限価格を設定します。

区分	現行	平成 23 年度
設定 工種	解体、簡易塗装、浚渫、植栽工事については 最低制限価格を設定していない	全ての工事に最低制限価格を設定する

最低制限価格の算定方法は、他の工種と同様で下記のとおりです。

設定範囲	7/10 ~ 9/10
算定式	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額 直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 ~ の合計額

・特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範

圏内で定める額とします。

- ・設計書の表記が直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分かれていない場合でも、設計の内訳項目の内容によってそれぞれに区分して算定します。
- ・総合評価競争入札における「低入札調査基準価格」も同様の算定方法となります。

詳しくは豊橋市契約検査課ホームページ内で下記要領をご覧ください。

最低制限価格制度実施要領

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/sai tei .pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/sai tei .pdf)

#### (4) 低入札価格調査制度における失格判断基準について

低入札価格調査制度について


この制度は、工事の請負契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る価格で入札した者には落札を保留し、その入札価格で当該工事の履行が可能かどうかを調査及び審査した後、落札者を決定する制度です。豊橋市では、総合評価落札方式で行う入札について、この低入札価格調査制度を採用しています。

失格判断基準について

その入札価格によっては契約の内容に適合した履行ができないと認める基準（以下「失格判断基準」という。以下同じ。）を設け、この失格判断基準を下回る価格で入札した者については、低入札価格調査を実施せず失格とします。

平成 22 年度は、下記の算定により失格判断基準を下回る価格で入札したものは失格としていましたが、平成 23 年度から、調査基準価格を下回った価格で入札した者のみを失格判断基準の対象とします。

##### 【失格判断基準の算定】

算定方法	予定価格算出の積算内訳		入札価格の積算内訳	<p>【従来】</p> <p>A、Bいずれかに該当する価格を下回る内訳価格で入札をした者は失格となります。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正】</p> <p><u>調査基準価格を下回り、かつ</u> A、Bいずれかに該当する価格を下回る内訳価格で入札をした者は失格となります。</p>
	A 直接工事費の額×7.5/10	>	A' 直接工事費の額	
	又は			
	B 共通仮設費の額×7/10 現場管理費の額×7/10 一般管理費の額×3/10 ～ の合計額	>	B' 共通仮設費の額 現場管理費の額 一般管理費の額 ～ の合計額	

詳しくは豊橋市ホームページ内で下記要領をご覧ください。

豊橋市低入札価格調査実施要領

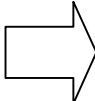
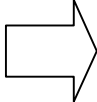
[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou-teinyusatsu.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou-teinyusatsu.pdf)

### (5) 契約約款の改正について

平成 22 年 7 月 26 日の公共工事標準請負契約約款の改正を受け、豊橋市でも建設工事請負契約約款を改正します。

改正後の約款は、4 月 1 日以降に入札、公告・指名通知等を行う工事より適用します。

#### 【主な改正点】

改正内容										
約款中の略称を「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更します。										
工程表、主任技術者等の届出期限を明確化します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程表</td> <td>契約締結後 7 日間</td> </tr> <tr> <td>主任技術者等届</td> <td>規定無し</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	工程表	契約締結後 7 日間	主任技術者等届	規定無し	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行どおり契約締結後 7 日間</td> </tr> <tr> <td>契約締結後 7 日間</td> </tr> </tbody> </table>	改 正	現行どおり契約締結後 7 日間	契約締結後 7 日間
区 分	現 行									
工程表	契約締結後 7 日間									
主任技術者等届	規定無し									
改 正										
現行どおり契約締結後 7 日間										
契約締結後 7 日間										
現場代理人の常駐義務の緩和 「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」旨の規定を追加します。 詳しくは豊橋市契約検査課ホームページ内で下記取扱いをご覧ください。 「現場代理人の常駐義務緩和について」 <a href="http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou_genbadairinin.pdf">http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou_genbadairinin.pdf</a>										
受注者の請求による工期の延長の場合、工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加します。										
前払金、部分払の支払期限を短縮します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払金</td> <td>請求を受けた日から 40 日以内</td> </tr> <tr> <td>部分払</td> <td>請求を受けた日から 40 日以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行	前払金	請求を受けた日から 40 日以内	部分払	請求を受けた日から 40 日以内	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求を受けた日から 21 日以内</td> </tr> <tr> <td>請求を受けた日から 21 日以内</td> </tr> </tbody> </table>	改 正	請求を受けた日から 21 日以内	請求を受けた日から 21 日以内
区分	現 行									
前払金	請求を受けた日から 40 日以内									
部分払	請求を受けた日から 40 日以内									
改 正										
請求を受けた日から 21 日以内										
請求を受けた日から 21 日以内										
条件に該当した場合、工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品を部分払の対象とできる規定を追加します。										

部分払いを請求する場合、発注者を受取人とする部分払金以上の保険契約の締結、証券の提出を求めていた規定を削除します。

その他文言の修正など所要の改正をします。

「工事請負契約約款」とあわせ、「修繕請負契約約款」・「土木設計業務等委託契約約款」・「建築設計業務委託契約約款」・「業務委託契約約款」についても同様の改正をします。

改正後の契約約款はこちらから

豊橋市工事請負契約約款

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou\\_yakkan.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou_yakkan.pdf)

豊橋市修繕請負契約約款

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/syu\\_yakkan.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/syu_yakkan.pdf)

豊橋市土木設計業務等委託契約約款

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/dobokucon\\_yakkan.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/dobokucon_yakkan.pdf)

豊橋市建築設計業務委託契約約款

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kentikucon\\_yakkan.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kentikucon_yakkan.pdf)

豊橋市業委託契約約款

[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/con\\_yakkan.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/con_yakkan.pdf)

#### (6) 工事下請負届の様式の変更について

工事下請届については、従来、一次下請業者のみを届け出していた提供していましたが、平成 23 年度から二次下請業者以降の下層の下請業者についても全て届け出いただくよう、様式を変更します。

なお、変更後の様式については、工事担当課の指示に従ってください。

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2705・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6278